

診療所への療養病床及び一般病床設置手続きの変遷

	平成 18 年 12 月 31 日以前	平成 19 年 1 月 1 日以降	平成 30 年 4 月 1 日以降
一般病床	<p>病床設置の届出</p> <p>・診療所一般病床は、48 時間の入院時間制限があり、病床規制の対象外。 ⇒届出のみで設置が可能</p>	<p>(原則)知事の許可</p> <p>・48 時間の入院時間制限がなくなり、診療所の一般病床が病床規制の対象となった。 ⇒原則、病床設置には都道府県知事の許可が必要</p> <p>(例外)病床設置の届出</p> <p>・政策医療の推進のため、地域が必要としている病床を円滑に整備できる制度が必要である。 ⇒特例として、届出により病床の設置が可能</p> <p>【届出により病床を設置するための要件】</p> <p>① 医療審議会の審議により、厚生労働省令で定める診療所に該当することが認められること。 ※ただし、県では別途定める届出基準（平成 19 年 7 月 18 日岩手県医療審議会決議）に照らし、<u>知事が基準に適合すると判断したものは、その審査結果を、審議会（医療計画部会）の答申に代えることが可能とされているもの。</u></p> <p>厚生労働省令で定める診療所</p> <p>ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所 イ へき地に設置される診療所 ウ 小児医療を行う診療所 エ 周産期医療を行う診療所</p> <p>② 医療計画に記載（記載見込も含む）されること。 ③ 知事に病床設置届出を提出すること。</p>	<p>(原則) 知事の許可</p> <p>(例外) 病床設置の届出</p> <p>・地域包括ケア推進のため、届出により病床設置が可能となる診療所の区分が見直された。 ⇒厚生労働省令で定める診療所の範囲が拡大。 医療計画への記載が不要となり、必ず医療審議会で病床設置の適否審査を行うもの。</p> <p>【届出により病床を設置するための要件】</p> <p>① 医療審議会の審議により、厚生労働省令で定める診療所に該当することが認められること。 ※今般の医療法施行規則の改正に伴い、<u>全ての届出案件について、医療計画部会において審議を必要とするもの。</u></p> <p>② 知事に病床設置届出を提出すること。</p> <p>厚生労働省令で定める診療所</p> <p>ア 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所 イ へき地に設置される診療所 ウ 小児医療を行う診療所 エ 周産期医療を行う診療所 オ 救急医療を行う診療所</p>
療養病床	<p>知事の許可のみ (届出による設置は不可)</p>		